常滑港港湾計画書(案)

- 一部変更-

平成28年5月

常滑港港湾管理者 愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成14年11月 愛知県地方港湾審議会の議を経、その後の変更については

· 平成 2 3 年 1 2 月 愛知県地方港湾審議会

の議を経た常滑港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

Ι.	変更理由		 1
ΙΙ.	土地造成》	及び土地利用計画	 2

I. 変更理由

空港地区において、空港と一体となった国際交流拠点を形成するため、土地利用計画を変更する。

Ⅱ. 土地造成及び土地利用計画

空港地区において、土地利用の需要変化に対応するため、土地利用 計画を次のとおり変更する。

単位: ha

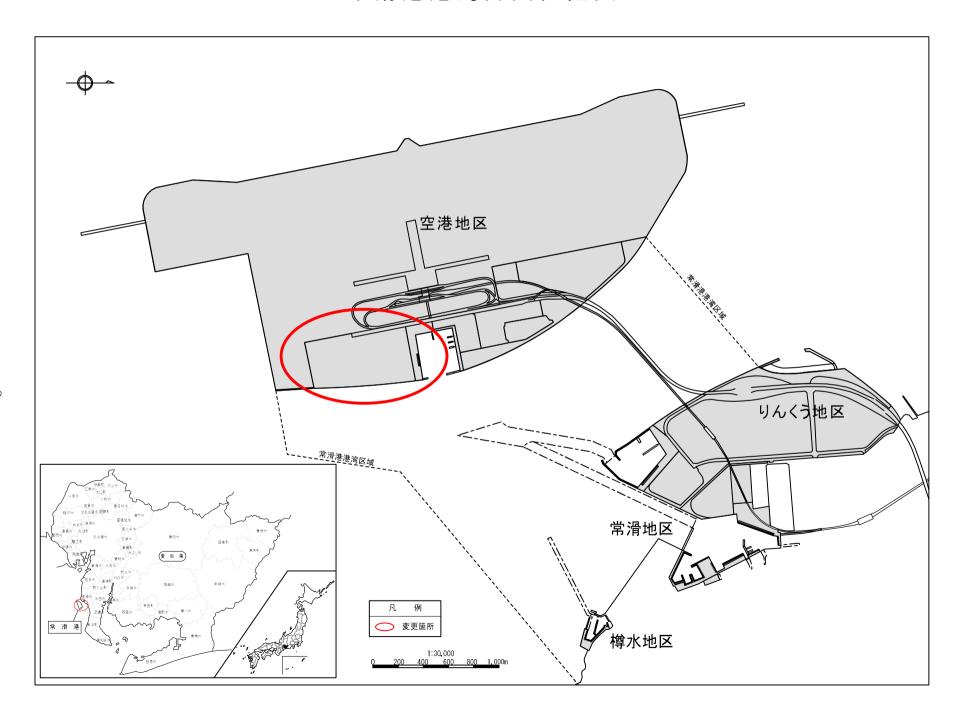
用途地区名	埠 頭 用 地	交流厚生 用 地	工業用地	交通機能 用 地	緑地	合 計
空港地区	(5)	(38)	(5)	(514)	(19)	(580)
	5	38	5	514	19	580

注1)()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

常滑港港湾計画位置図



် သ ၂

常滑港港湾計画図

